

寝屋川市債券運用基準

1. 基準の目的

寝屋川市公金運用・管理基準に基づき、会計管理者が管理する歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金（以下これらを「資金」という。）を債券で運用する場合の基準とする。

2. 債券運用の基本

債券運用にあたっては、資金の安全性の確保を第一とし、流動性の確保を第二とする。この範囲において効率性を追求した運用収益の最大化に努めることとする。

3. 債券運用資金の安全確保

（1）信用リスクへの対応

債券運用は、下記の債券に限定する。

ア. 国債（日本国国債）

イ. 政府保証債（政府関係機関が発行する債券）

ウ. 地方債（地方公共団体が発行する債券）

エ. 財投機関債（財政投融资を活用して公共サービスを実施する機関が発行する債券）

オ. 一般担保付社債（優先して弁済を受けられる権利が付いた社債）

（2）価格変動リスクへの対応

債券の保管・運用は、償還期限まで持ち切ることを原則とする。ただし、資金の安全性・流動性の確保、効率性の追求のため止むを得ない場合に限り、償還期限前に売却をできるものとする。

（3）流動性・金利変動リスクへの対応

資金需要への対応及び金利変動リスクに対応するため、原則として償還までの残存期間が20年を超えない債券を購入するものとする。ただし、資金需要に対応するための措置を講じているときは、この限りでない。

4. 債券購入・保管金融機関

債券の売買取引にあたっては、国内金利、債券売買の動向などの的確な情報の把握、売買取引における迅速性を確保する必要性から、情報提供・債券運用業務対応能力等を有し、保管金融機関の固有財産との分別管理及び資金の決済業務等が確実に行われる金融機関とする。

5. 債券購入方法

債券の調達にあたっては、引合い競争入札方式を原則とする。ただし、機動性・効率性が求められる場合に限り、相対方式を用いることができることとする。

6. 債券購入価格

債券の購入価格は、原則として額面額以下により購入する。ただし、償還日の属する年度の利金と元金償還金（額面額）の合計額が購入価格を上回る場合に限り、例外的に額面額を超えた価格で購入することができるものとする。

7. 債券運用状況の公表

債券運用状況については、毎年度定期的にホームページ等で公表するものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 5 年 12 月 28 日から施行する。